

住民説明会6月は40回、今回は5回。これでは説明不十分

県の住民説明会は3月6日(土)と7日(日)に諏訪・油縄子・成沢・大久保の4学区、および、市内全体は3月13日(土)の午前午後2回行うこととなっています。6月は説明会を40回行いましたが、今回は5回のみ。これでは十分な説明会とは到底言えません。

コロナ禍に、市全体に関わる処分場問題を提起すべきではない

県内全域の新型コロナ緊急事態宣言が2月23日によろやく解除されましたが、コロナ感染が収束したわけではありません。「感染が不安で説明会に行きたくても行けない」という方がいます。コロナ禍の時に、日立市にとって大きな問題である処分場建設計画を提起すべきではありません。

市民合意なしに産廃処分場を建設することは許されません

今、市民の多くの方が「産廃最終処分場建設反対」署名を集めており、2020年12月の第1次署名提出が新聞報道されました。建設反対の声が上がっているなか、住民の納得や合意なしに最終処分場の建設を進めることは許されません。



8000筆の署名提出を報道する東京新聞(2020年12月3日付)

自然とともに育つ環境を守るため 県産廃処分場はいりません



梅林通りを通過して鮎川や山の中に遊びに行く子どもたち

県は、新道路建設工事と処分場建設工事を並行して進めるスケジュール案を示しました。新道路が完成するまでの5年間余、処分場建設のための車両が梅林通りや県道37号を通ることになります。

近隣には小学校や保育園があり、登下校時には児童や保護者が歩き、日中は保育園児が自然豊かな近隣へ遊びに行くため道路を渡ります。

「今でさえ車が来ないように十分注意しながら道路を渡っているのに、これ以上車が増えたら、もう子どもたちと外に遊びに行けない」――自然豊かな環境で保育をしたい。その環境を守るため、子どもたちの命と健康を守るため、県産廃処分場はいりません。

廃棄物は「燃やして埋める」のではなく「再利用」へ

県内の産業廃棄物は「燃やして埋める」処理(減量化)が半数近くあり、その量は年々増加しています。

産廃処理業者の団体である茨城県産業資源循環協会が県産廃処分場の建設を要望しており、

このまま県の産廃処分場を作ってしまうと、一層「燃やして埋める」減量化が増えてしまいます。廃棄物の再利用量を増やすため、廃棄物の処理は「燃やして埋める」減量化ではなく再生利用に切り替え、環境負荷を減らしていく責任が私たちの世代にあります。

県の「燃やして埋める(減量化)量」の推移

単位:万トン

年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度
排出量	1,112.8 (100%)	1,105.3 (100%)	1,154.7 (100%)
再生利用量	697.9 (63%)	632.9 (57%)	581.5 (50%)
減量化量	367.3 (33%)	392.8 (36%)	525.1 (45%)
最終処分量	47.5 (4%)	79.5 (7%)	48.1 (4%)
(石炭火力発電所発生分を除いた最終処分量)	(18.5)	(14.3)	(14.5)

年々増加している県の減量化量(令和2年6月住民説明会資料)

日本共産党はこう考えます

産業廃棄物問題については、全国各地で周辺環境破壊を起こしている事例や、新たな産廃の処理施設建設などをめぐって、業者や行政、住民との間で裁判闘争をはじめ、依然として深刻な紛争が絶えません。

◎産廃処理は企業・事業者の責任です

そもそも、産廃処理の大原則は、「排出者である企業・事業者自らの責任で行うこと」です。この原則は「廃棄物処理法」の第3条「事業者の責務」に明記されています。産廃処理責任を自治体や住民に押し付けるなどということは本末転倒であり、あってはならないことです。

◎行政は、違法・不適切な処理がないかチェックすること

県など自治体が関わる産廃処理事業では、税金が投入されながら事業団主導ですすめられ、住民の目が届きにくくなっていることも少なくありません。自治体や議会が、住民の立場にたつて、違法・不適切な処理を見逃さず日ごろからチェックすることが求められます。国や都道府県など自治体の役目は、産廃を税金で処理することではなく、住民の立場に立って、産廃処理の現場を監視・指導することです。

◎県がつくる産廃最終処分場はいりません

茨城県は、処分場建設理由が破綻し、住民の反対の声が広がっている太平田鉾山跡地への県産廃処分場建設を撤回すべきです。そして日立市小川市長は、茨城県に対して「県産廃処分場の建設は認めない」ときっぱり断わるべきです。

日本共産党日立市議団



小林真美子 千葉達夫
090-1211-8810 090-9660-1246